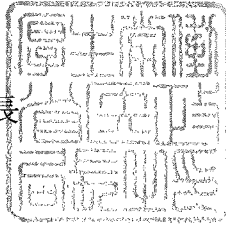


医政発 0709 第12号  
平成 24 年 7 月 9 日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

標記について、別途通知を各都道府県知事あて発出いたしましたので、御了知願いたい。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の一部改正について

平成 21年 7月 15日付けで「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21年法律第 79号。以下「改正法」）が公布され、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令」により、平成 24年 7月 9日に改正法の一部（新たな在留管理制度の導入に係る部分）が施行されることとなった。

従来、看護師等養成所の留学生については、個別審査に基づいて法務大臣から資格外活動許可が与えられてきた。しかしながら、看護師等養成所の留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反（昭和 23年法律第 203号）を生じやすく、留学生が保健師助産師看護師法違反による処罰の対象となり得るおそれがあることから、資格外活動の許可を与えないという取扱いがされてきたところである。

今般の改正法による在留管理制度の変更に伴い、資格外活動について入国手続時に法務大臣による包括許可が与えられることとなるが、看護師等養成所の留学生の医療機関等におけるアルバイトの実施による弊害が懸念されることから、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成 13年 1月 5日付け健政発第 5号厚生省健康政策局長通知）の一部を下記のとおり改正することとした。ついては、改正内容について御了知いただくとともに、貴管内の養成所への周知に関して御協力をお願いする。

## 記

### 1. 改正内容

別紙のとおり

### 2. 施行期日

平成 24年 7月 9日施行

看護師等養成所の運営に関する指導要領

新	旧
<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 3 学生に関する事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 外国人の留学生の受入れ</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。</p> <p>また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における<u>アルバイトは行われるべきものでないこと。</u></p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和 28 年政令第 386 号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第 3 学生に関する事項</p> <p>1～4 略</p> <p>5 外国人の留学生の受入れ</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。</p> <p>ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。</p> <p>イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。</p> <p>ウ 帰国後は日本で学んだ技術を本国で生かし、本国で看護に関する業務に従事する予定が明確であること。</p> <p>エ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。</p> <p>オ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があること。</p> <p>また、看護師等養成所への留学生が医療機関等においてアルバイトを行うことについては、語学力の問題があり、日本の国内法令や病院内での業務の慣行、生活習慣についての知識がないため、保健師助産師看護師法違反を生じやすいことから、原則として医療機関における<u>資格外活動の許可は受けることができないこと。</u></p>